

補助事業計画書・成果報告書－1

計画 平成27年 4月 1日 策定

平成 年 月 日 修正

成果報告 令和 2年 5月31日 報告

担当課

農政課

補助金等の名称	青年就農給付金(農業次世代人材投資資金)						
予算科目	一般会計	款	5	項	1	目	3
予算事業名	農業振興事業						
実施計画の位置づけ	力強い農業ができるまちにします。						
補助金分類							
国県補助の状況	国付・ <u>県付</u> ・ <u>国直接</u> ・県直接・国県補助なし					千円	
交付先	佐倉市青年就農給付金交付要綱第3条に規定する給付要件を全て満たした新規就農者						
支出根拠規定	佐倉市青年就農給付金交付要綱						
補助の目的	青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して経営開始型の青年就農給付金を交付。						
補助の効果	青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図る。						
補助対象事業の 具体的内容	「人・農地プラン」の中心となる経営体として位置づけられた新規就農者、又は、農地中間管理機構から農地を借り受けた新規就農者に対し、経営開始直後から経営が安定するまでの期間(最長5年間)、青年就農給付金を給付。						
対象経費及び補助率	■補助対象経費 経営が安定するまでの農業経営に従事するための経費。 ■補助率 経営開始1年目は定額150万円。経営開始2年目以降は、(350万円-前年の総所得)×3/5により得た額。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円。夫婦共同経営の場合はこれらの額の1.5倍。						
補助金額の根拠	■国の実施要項 「新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日 23経営第3543号制定)」 ■千葉県の実施要綱・交付要領 「青年就農者確保・育成給付金事業給付金交付要綱(平成24年8月21日 担い手第691号制定)」 「青年就農者確保・育成給付金事業実施要領(平成24年8月21日 担い手第691号制定)」						
備考	1/2を超えて補助、設立5年を超えて運営費補助する理由 その他						
補助期間	平成27年 4月 1日～令和 2年 3月31日						

補助事業計画書・成果報告書－2

		担当課		農政課	
補助金等の名称		青年就農給付金(農業次世代人材投資資金)			
平成27年度	計画額 〔千円〕	各年度目標値	決算額 〔千円〕	各年度成果値	
	15,750	新規就農者(単身) 6名 新規就農者(夫婦) 3組6名	2,911	新規就農者(夫婦) 2組4名	
	成果達成状況の分析と今後の方策				
	今後、「人・農地プラン」の策定、又は、農地中間管理機構の活用を図りながら、新規就農の定着へ繋げる。				
平成28年度	計画額 〔千円〕	各年度目標値	決算額 〔千円〕	各年度成果値	
	4,500	新規就農者(単身) 3名	6,139	新規就農者(夫婦) 3組6名	
	成果達成状況の分析と今後の方策				
	「佐倉市人・農地プラン」への位置付け、または農地中間管理事業の活用などにより、新規就農の定着へ繋げる。				
平成29年度	計画額 〔千円〕	各年度目標値	決算額 〔千円〕	各年度成果値	
	15,750	新規就農者(単身) 6名 新規就農者(夫婦) 3組6名	11,612	新規就農者(単身) 4名 新規就農者(夫婦) 3組6名	
	成果達成状況の分析と今後の方策				
	引き続き、新規就農者の安定的な経営をサポートするため、「人・農地プラン」への位置付け、農地中間管理事業の活用などと合わせて推進していく。				
平成30年度	計画額 〔千円〕	各年度目標値	決算額 〔千円〕	各年度成果値	
	15,750	新規就農者(単身) 6名 新規就農者(夫婦) 3組6名	15,756	新規就農者(単身) 9名 新規就農者(夫婦) 2組4名	
	成果達成状況の分析と今後の方策				
	関係機関と協調しながら、新規就農者の安定的・継続的な経営を行えるようサポートする。				
令和元年度	計画額 〔千円〕	各年度目標値	決算額 〔千円〕	各年度成果値	
	15,750	新規就農者(単身) 6名 新規就農者(夫婦) 3組6名	17,823	新規就農者(単身) 10名 新規就農者(夫婦) 2組4名	
	成果達成状況の分析と今後の方策				
	関係機関と協調しながら、新規就農者の安定的・継続的な経営を行えるようサポートする。				
計画期間終了後の最終的な目標値		佐倉市で、新たに新規就農した方で、給付要件を満たした新規就農者へ最長5年間給付。			
計画期間終了後の最終的な成果値		佐倉市で、新たに新規就農した方で、給付要件を満たした新規就農者へ最長5年間給付した。			